

堺市公報 第200号	令和3年12月24日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 上下水道事業管理者に権限を委任する規則の一部を改正する規則
 【総務局行政部行政管理課】…………… 3

<告示>

- 堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について
 【財政局税務部税制課】…………… 3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について
 【環境局環境保全部環境対策課】…………… 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 11
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 12
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 13
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 13
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 14
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立

支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	16
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	17
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	19
＜公告＞	
○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の利用料金について	
【文化観光局観光部観光推進課】	20
○堺市原池公園等の利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	23
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	33
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	34
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	45
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	45
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	46
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	46
＜上下水道局管理規程＞	
○堺市上下水道局会計規程及び堺市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規 程	
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】	48
＜上下水道局公告＞	
○堺市上下水道局市有地貸付に係る一般競争入札の実施について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	49
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	56
＜農業委員会告示＞	
○農業委員会総会の招集について	

【農業委員会事務局】	57
------------------	----

規 則

上下水道事業管理者に権限を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第116号

上下水道事業管理者に権限を委任する規則の一部を改正する規則

上下水道事業管理者に権限を委任する規則（令和2年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定」を「第231条の2の3及び第231条の2の5から第231条の2の7までの規定に基づく指定納付受託者の指定等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の第2条第2号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

告 示

堺市告示第400号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控

除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
学校法人 羽衣学園 大阪府高石市東羽衣1丁目11番57号	令和3年12月9日 (令和3年1月1日以後に支出された寄附金)

堺市告示第401号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社クボタ

代表取締役 北尾 裕一

大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社クボタ 堺臨海工場

堺市西区築港新町3丁目8番

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 2基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年12月24日から令和4年1月14日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-24)	
能力			洗浄個数:1,600個/日	
工事着手予定年月日			許可後	
工事完成予定年月日			許可後	
使用開始予定年月日			許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			7時30分～5時45分、22.25時間/日	
使用時間の季節的変動			なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	9.1	9.1
	BOD	mg/l	8,200	8,200
	COD	mg/l	7,800	7,800
	SS	mg/l	2	2
	油分	mg/l	67	67
	T-N	mg/l	2,900	2,900
	T-P	mg/l	1	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量		m ³ /日	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)

種類			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-25)	
能力			洗浄個数:1,600個/日	
工事着手予定年月日			許可後	
工事完成予定年月日			許可後	
使用開始予定年月日			許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			7時30分～5時45分、22.25時間/日	
使用時間の季節的変動			なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	9.1	9.1
	BOD	mg/l	8,200	8,200
	COD	mg/l	7,800	7,800
	SS	mg/l	2	2
	油分	mg/l	67	67
	T-N	mg/l	2,900	2,900
	T-P	mg/l	1	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量		m ³ /日	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)

別表2

種類			浄化槽-1			
使用開始年月日			平成4年11月1日			
構造			鉄筋コンクリート造り			
能力			110m ³ /日			
汚水等の処理の方法			膜分離活性汚泥処理			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			連続24時間			
使用時間の季節的変動			なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD	mg/l	680	8	900	12
	COD	mg/l	200	15	250	20
	SS	mg/l	250	5	300	10
	油分	mg/l	73	3	90	3
	T-N	mg/l	71	40	90	50
	T-P	mg/l	8	3	8	4
	大腸菌類	個/ml	<3000	0	<3000	300
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量		m ³ /日	95		110	

種類			浄化槽-2			
使用開始年月日			令和3年2月19日			
構造			RC造及びFRP製			
能力			110m ³ /日			
汚水等の処理の方法			膜分離活性汚泥処理			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			連続24時間			
使用時間の季節的変動			なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD	mg/l	300	10	300	10
	COD	mg/l	150	10	150	10
	SS	mg/l	250	10	250	10
	油分	mg/l	30	3	30	3
	T-N	mg/l	100	10	100	10
	T-P	mg/l	8	1	8	1
	大腸菌類	個/ml	<3000	<3000	<3000	<3000
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量		m ³ /日	95		110	

別表3

排水口名			No.1排水口	
排水水の汚染状態	種類・項目		通常	最大
	pH	－	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD	mg/l	9.0	11.0
	COD	mg/l	12.5	15.0
	SS	mg/l	7.5	10.0
	油分	mg/l	3.0	3.0
	T-N	mg/l	25.0	30.0
	T-P	mg/l	2.0	2.5
	大腸菌類	個/ml	<3000	<3000
排水水の量		m ³ /日	190	220

~~~~~

## 堺市告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                  | 事業内容           | 事業所名                            | 事業所所在地                           | 指定年月日         |
|----------------------|----------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------|
| 医療法人 浩仁会             | 居宅介護           | 医療法人浩仁会<br>ヘルパーステーションオリーブ<br>の樹 | 大阪府堺市中区大野<br>芝町168番地1            | 令和3年12月<br>1日 |
| 医療法人 浩仁会             | 重度訪問介護         | 医療法人浩仁会<br>ヘルパーステーションオリーブ<br>の樹 | 大阪府堺市中区大野<br>芝町168番地1            | 令和3年12月<br>1日 |
| 合同会社 TKO             | 居宅介護           | リーヴケア訪問<br>介護ステーション             | 大阪府堺市西区原田1<br>03番地3 ヨーク原<br>田 2F | 令和3年12月<br>1日 |
| 合同会社 TKO             | 重度訪問介護         | リーヴケア訪問<br>介護ステーション             | 大阪府堺市西区原田1<br>03番地3 ヨーク原<br>田 2F | 令和3年12月<br>1日 |
| 特定非営利活動法人<br>グリーンレスト | 居宅介護           | ジーアール介護<br>センター                 | 大阪府堺市中区東八<br>田107番地2             | 令和3年12月<br>1日 |
| 特定非営利活動法人<br>グリーンレスト | 重度訪問介護         | ジーアール介護<br>センター                 | 大阪府堺市中区東八<br>田107番地2             | 令和3年12月<br>1日 |
| 特定非営利活動法人<br>グリーンレスト | 同行援護           | ジーアール介護<br>センター                 | 大阪府堺市中区東八<br>田107番地2             | 令和3年12月<br>1日 |
| 株式会社 おにぎり村           | 就労継続支援<br>(A型) | 就労継続支援と<br>いる                   | 大阪府堺市西区草部1<br>480                | 令和3年12月<br>1日 |

|                |                |               |                           |               |
|----------------|----------------|---------------|---------------------------|---------------|
| 株式会社 おにぎり村     | 就労継続支援（B型）     | 就労継続支援と<br>いろ | 大阪府堺市西区草部1<br>480         | 令和3年12月<br>1日 |
| 株式会社 ホクジ<br>ヨー | 生活介護           | ワーカウト深井<br>駅前 | 大阪府堺市中区深井<br>清水町3847      | 令和3年12月<br>1日 |
| 株式会社 レイア<br>ップ | 就労継続支援<br>（B型） | ニコイチ          | 大阪府堺市中区八田<br>北町586－1 101号 | 令和3年12月<br>1日 |
| 株式会社 祐志        | 就労継続支援<br>（B型） | アシスト          | 大阪府堺市堺区向陵<br>東町三丁8－46     | 令和3年12月<br>1日 |

## 堺市告示第403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名      | 事業内容   | 事業所名           | 事業所所在地                                        | 指定年月日         |
|----------|--------|----------------|-----------------------------------------------|---------------|
| 株式会社 タラス | 計画相談支援 | 相談支援事業所<br>たらす | 大阪府堺市北区東雲<br>東町三丁6－20 リ<br>ンショウマンション5<br>02号室 | 令和3年12月<br>1日 |

## 堺市告示第404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名             | 事業内容   | 事業所名      | 事業所所在地                    | 廃止年月日      |
|-----------------|--------|-----------|---------------------------|------------|
| ケアアンドメディカル 株式会社 | 居宅介護   | ケアメディ訪問介護 | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10 5 F | 令和3年11月30日 |
| ケアアンドメディカル 株式会社 | 重度訪問介護 | ケアメディ訪問介護 | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10 5 F | 令和3年11月30日 |
| 有限会社 愛施多        | 居宅介護   | ケアセンターもの木 | 大阪府堺市南区赤坂台四丁20-6          | 令和3年11月30日 |
| 有限会社 愛施多        | 重度訪問介護 | ケアセンターもの木 | 大阪府堺市南区赤坂台四丁20-6          | 令和3年11月30日 |
| 有限会社 愛施多        | 同行援護   | ケアセンターもの木 | 大阪府堺市南区赤坂台四丁20-6          | 令和3年11月30日 |

堺市告示第405号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和3年12月1日）

| 設置者名称 | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業所番号 |
|-------|--------------------|-------|--------|---------|-------|
|-------|--------------------|-------|--------|---------|-------|

|                             |                             |                |                         |                                    |            |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------|-------------------------|------------------------------------|------------|
| NOVAホールディングス株式会社            | 東京都品川区<br>東品川二丁目<br>3番12号   | 児童発達支援         | P l u s + d<br>a y s 鳳校 | 堺市中区毛穴町<br>21番地1                   | 2756120362 |
|                             |                             | 放課後等<br>デイサービス |                         |                                    |            |
| 特定非営利<br>活動法人<br>み・らいず<br>2 | 大阪市住之江<br>区南加賀屋四<br>丁目4番19号 | 放課後等デ<br>イサービス | b e み・らい<br>ず           | 堺市堺区中瓦町<br>1丁目1番4号<br>辻野ビル2階<br>東側 | 2756020398 |

## 堺市告示第406号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

## 指定障害児相談支援事業者（指定日 令和3年12月1日）

| 設置者名称   | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類       | 事業所の名称         | 事業所の所在地                                   | 事業所番号      |
|---------|--------------------|-------------|----------------|-------------------------------------------|------------|
| 株式会社タラス | 京都市伏見区<br>白銀町944番地 | 障害児相談<br>支援 | 相談支援事業<br>所たらす | 堺市北区東雲東<br>町3-6-20<br>リンショウマン<br>ション502号室 | 2776500221 |

## 堺市告示第407号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2

号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（廃止日 令和3年11月30日）

| 設置者名称   | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類      | 事業所の名称     | 事業所の所在地                    | 事業所番号      |
|---------|--------------------|------------|------------|----------------------------|------------|
| 株式会社赤い糸 | 堺市北区百舌鳥梅北町2丁76番地15 | 放課後等デイサービス | スポーツアカデミー堺 | 堺市堺区南陵町一丁2-11 ワーク第二マンション1F | 2756020307 |

~~~~~

堺市告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
ホームケア薬局	堺市西区上野芝向ヶ丘町6丁1番34号	薬局	令和3年6月1日
エコ薬局 鳳公園前店	堺市西区鳳南町3丁218番1号 シャーマンズプレベネッセ102号	薬局	令和3年6月1日
きぼう薬局 北野田店	堺市東区西野442番地5	薬局	令和3年6月1日

スギ薬局 土塔町店	堺市中区土塔町2296番地1	薬局	令和3年6月1日
訪問看護ステーション ドリーム	堺市堺区向陵中町5丁1番19号 ステイブル向陵603	訪問看護	令和3年6月1日
大阪南リハビリ訪問看護 ステーション	堺市西区上459番地1	訪問看護	令和3年6月1日
訪問看護ステーション いっぽ	堺市西区鳳南町5丁517番地29 やをせマンション2階203号室	訪問看護	令和3年6月1日
ウエルシア薬局 堺津 久野店	堺市西区津久野町1丁26番27号	薬局	令和3年9月1日
しずく堂薬局 堺東店	堺市堺区大町東4丁1番30号	薬局	令和3年9月1日
ソフィア訪問看護ステーション 堺中央	堺市中区深井沢町3118番地 MSセカンドビル2階	訪問看護	令和3年9月1日
訪問看護ステーション Story	堺市東区南野田236番地2 マ イオス102号室	訪問看護	令和3年9月1日
訪問看護ステーション フィット・大阪	堺市中区深井沢町3284番地 安田ビル3階A号室	訪問看護	令和3年9月1日
プラザ薬局 ビバモール 美原店	堺市美原区黒山1008番地 ビ バモール美原南インター2階 ビバモール美原南インター メディカルゾーン	薬局	令和3年12月1日
はなまる薬局 榎・美 木多店	堺市南区原山台2丁2番1号 トナリエ榎・美木多1F	薬局	令和3年12月1日
スギ薬局 堺深井調剤 店	堺市中区深井沢町3405番地	薬局	令和3年12月1日
くれよん薬局 堺草部 店	堺市西区草部416番地6	薬局	令和3年12月1日
キリン薬局 堺中店	堺市中区新家町589番地7	薬局	令和3年12月1日
リリ薬局	堺市東区南野田330番地1	薬局	令和3年12月1日
訪問看護ステーション 風香	堺市中区深井沢町3315番地 グランパス深井403号	訪問看護	令和3年12月1日
訪問看護ステーション らぼ〜る	堺市北区百舌鳥梅町3丁10番 5号 ラポール205号	訪問看護	令和3年12月1日

訪問看護ステーション しんかい	堺市南区高倉台2丁38番13号 ハイツ恵202号	訪問看護	令和3年12月1日
--------------------	-----------------------------	------	-----------

堺市告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
イオン薬局 堺北花田店	堺市北区東浅香山町4丁1番12号	薬局	令和3年5月1日
ウエルシア薬局 堺大庭寺1号店	堺市南区大庭寺793番地4	薬局	令和3年5月1日
カメイ調剤薬局 泉ヶ丘店	堺市南区三原台1丁2番3号	薬局	令和3年5月1日
福田薬局	堺市中区福田47番地2	薬局	令和3年5月1日
ウエルシア薬局 堺長曾根店	堺市北区長曾根町1207番地4	薬局	令和3年5月1日
のぞみ薬局 堺店	堺市南区和田48番地	薬局	令和3年5月1日
レインボー薬局	堺市北区新金岡町2丁5番1-17号	薬局	令和3年5月1日
らいふ薬局	堺市西区上467番地8 1階	薬局	令和3年5月1日
ゆめそう訪問看護ステーション	堺市中区上之430番地4	薬局	令和3年5月1日

ケアプラス訪問看護ステーション	堺市堺区向陵中町6丁6番1号	薬局	令和3年5月1日
医療法人喜進会 津久野・ヒロ・クリニック	堺市西区津久野町1丁20番3-2号	腎臓に関する医療	令和3年8月1日
地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	心臓脈管外科に関する医療	令和3年8月1日
紀北調剤薬局つくの店	堺市西区下田町25番地32	薬局	令和3年8月1日
オレンジ薬局 石津町店	堺市西区浜寺石津町中3丁14番15号	薬局	令和3年8月1日
キリン薬局	堺市南区城山台3丁2番1号	薬局	令和3年8月1日
ホーム薬局 津久野店	堺市西区津久野町1丁20番1号 津久野メディカビル1階	薬局	令和3年8月1日
ツバキ薬局	堺市西区津久野町1丁17番30号	薬局	令和3年8月1日
中島薬局 三国ヶ丘店	堺市堺区向陵西町4丁11番15号	薬局	令和3年8月1日
あい薬局	堺市西区津久野町1丁12番1号	薬局	令和3年8月1日
公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3丁3番16号	心臓脈管外科に関する医療	令和3年11月1日
オレンジ薬局2号店	堺市北区長曽根町3064番地1	薬局	令和3年11月1日
リバティ薬局	堺市北区中長尾町3丁1番29号	薬局	令和3年11月1日
さつき薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町2丁55番1号	薬局	令和3年11月1日
プラザ薬局綾之町店	堺市堺区綾之町東1丁3番39号	薬局	令和3年11月1日

堺市告示第410号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
中島 崇	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	社会医療法人生長会 ベルランド総合病院	堺市中区東山500番地3	令和3年9月1日
天野 浩司	救急救命科	ぼうこう又は直腸機能障害	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和3年9月1日
横井 卓哉	整形外科	肢体不自由	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺市堺区南安井町1丁1番1号	令和3年9月1日
橋本 朋美	循環器内科	心臓機能障害	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465	令和3年9月1日
藤村 晴俊	脳神経内科	音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和3年9月1日
小林 潤也	脳神経内科	肢体不自由	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和3年9月1日
住友 暁	整形外科	肢体不自由	公益財団法人浅香山病院	堺市堺区今池町3丁3番16号	令和3年9月1日
玉田 聡	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能	社会医療法人生長会 ベルラン	堺市中区東山500番地	令和3年9月1日

		障害	ド総合病院	3	
吉川 達也	リハビリテーション科	肢体不自由	医療法人恵泉会 堺平成病院	堺市中区深井沢町6番地13	令和3年9月1日
都築 貴	脳神経外科	肢体不自由	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和3年9月1日
角野 喜則	脳神経外科	肢体不自由	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和3年9月1日
田中 有美	リハビリテーション科	平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	なやクリニック	堺市中区陶器北449	令和3年9月1日
眞野 圭司	内科・腎臓内科・人工透析内科	じん臓機能障害	医療法人紀陽会 田仲北野田病院	堺市東区北野田707番地	令和3年12月1日
中筋 徹也	内科	呼吸器機能障害	社会医療法人同仁会 耳原鳳クリニック	堺市西区鳳南町5丁595番地	令和3年12月1日
亀山 貞	整形外科	肢体不自由	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和3年12月1日

堺市告示第411号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 預かり保育事業（在園児を対象）

名称	所在地	設置者	(※)	確認年月日
くみの木こども園つくの	堺市西区津久野町2丁36番9号	社会福祉法人 ラポール会	満たす	令和3年8月1日

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の子育て支援を予定している場合に、「満たす」となる。

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

名称	所在地	設置者	確認年月日
くみの木こども園つくの	堺市西区津久野町2丁36番9号	社会福祉法人 ラポール会	令和3年8月1日

公 告

堺市公告第616号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第26条第2項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利品の杜）の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 常設展観覧料

	個人	団体
一般	300円	240円

高校生	200円	160円
中学生以下	100円	80円

※1 小学生未満の未就学児は、無料

※2 この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

2 共用（個人）使用料

【立礼呈茶料（茶の湯等体験室）】

	個人	団体
一般	500円	400円
高校生	400円	320円
中学生以下	300円	240円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【茶室お点前体験料（茶の湯等体験室）】

10人以上の団体での予約の場合

	一般団体
一般	500円
高校生	400円
中学生以下	300円

	学校団体
学校園の生徒 （小学生・中学生）	200円

9人以下の団体での予約の場合

一般	9人	560円
	8人	630円
	7人	720円
	6人	850円
	5人	1,020円

【さかい待庵使用料（復元茶室）】

	個人
一般	300円
高校生	300円
中学生以下	300円

【さかい待庵特別観覧セット（常設展観覧、立礼呈茶及び待庵）】

	個人	団体
一般	1,000円	800円
高校生	800円	640円
中学生以下	500円	400円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【常設展観覧・VRゴーグルセット】

	個人	団体
一般	1,400円	1,120円
高校生	1,300円	1,040円
中学生以下（13歳以上）	1,200円	960円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

3 駐車場料金

【普通車】

1時間ごとに200円（1日最大1,400円）

【バス】

1日 1,000円

4 専用（団体）使用料

【講座室】

タイプ		午前の部	午後の部	全日の部
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後6時まで	午前9時から 午後6時まで
全室の利用（90㎡、定員60人）		3,240円	6,480円	8,640円
半室の利用（45㎡、定員30人）		1,620円	3,240円	4,320円
附属設備使用料	映像設備	120インチスクリーン、ビデオプロジェクター、DVDブルーレイ及びテレビ		540円
	音響設備	有線マイク2本、有線グースネックマイク1本、ワイヤレスマイク1本、ワイヤレスタイピンマイク2本及びマイクスタンド2本		540円

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

【企画展示室】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
全室利用 (172.5㎡)	6,480円	12,960円	17,280円
半室利用 (86.25㎡)	3,240円	6,480円	8,640円

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

【茶室広間】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
8畳3間	7,290円	14,580円	19,680円

※ 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に5割を加算する。

5 附属設備利用料金

VRゴーグル

	個人	団体
一般	1,200円	960円
高校生	1,200円	960円
中学生以下（13歳以上）	1,200円	960円

※ この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

~~~~~

## 堺市公告第617号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原池公園等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項及び堺市公園条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市原池公園等の利用料金

1 原池公園体育館

1-1 体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

| 種別    | 区分   |     |     | 午前                 | 午後<br>1             | 午後<br>2             | 夜間                  | 昼間<br>1            | 昼間<br>2            | 午後                  | 昼夜間<br>1            | 昼夜間<br>2            | 全日                 |
|-------|------|-----|-----|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
|       |      |     |     | 9:00<br>～<br>12:00 | 13:00<br>～<br>15:00 | 15:00<br>～<br>17:00 | 17:30<br>～<br>21:00 | 9:00<br>～<br>15:00 | 9:00<br>～<br>17:00 | 13:00<br>～<br>17:00 | 13:00<br>～<br>21:00 | 15:00<br>～<br>21:00 | 9:00<br>～<br>21:00 |
|       |      |     |     |                    |                     |                     |                     |                    |                    |                     |                     |                     |                    |
| 大アリーナ | 全面   | 平日  | 一般  | 9,200              | 7,300               | 7,300               | 16,500              | 16,500             | 23,800             | 14,600              | 31,100              | 23,800              | 40,300             |
|       |      |     | 生徒等 | 4,600              | 3,650               | 3,650               | 8,250               | 8,250              | 11,900             | 7,300               | 15,550              | 11,900              | 20,150             |
|       |      | 休日等 | 一般  | 11,040             | 8,760               | 8,760               | 19,800              | 19,800             | 28,560             | 17,520              | 37,320              | 28,560              | 48,360             |
|       |      |     | 生徒等 | 5,520              | 4,380               | 4,380               | 9,900               | 9,900              | 14,280             | 8,760               | 18,660              | 14,280              | 24,180             |
|       | 2/3面 | 平日  | 一般  | 6,200              | 5,000               | 5,000               | 11,000              | 11,200             | 16,200             | 10,000              | 21,000              | 16,000              | 27,200             |
|       |      |     | 生徒等 | 3,100              | 2,500               | 2,500               | 5,500               | 5,600              | 8,100              | 5,000               | 10,500              | 8,000               | 13,600             |
|       |      | 休日等 | 一般  | 7,440              | 6,000               | 6,000               | 13,200              | 13,440             | 19,440             | 12,000              | 25,200              | 19,200              | 32,640             |
|       |      |     | 生徒等 | 3,720              | 3,000               | 3,000               | 6,600               | 6,720              | 9,720              | 6,000               | 12,600              | 9,600               | 16,320             |
|       | 1/2面 | 平日  | 一般  | 4,600              | 3,700               | 3,700               | 8,300               | 8,300              | 12,000             | 7,400               | 15,700              | 12,000              | 20,300             |
|       |      |     | 生徒等 | 2,300              | 1,850               | 1,850               | 4,150               | 4,150              | 6,000              | 3,700               | 7,850               | 6,000               | 10,150             |
|       |      | 休日等 | 一般  | 5,520              | 4,440               | 4,440               | 9,960               | 9,960              | 14,400             | 8,880               | 18,840              | 14,400              | 24,360             |
|       |      |     | 生徒等 | 2,760              | 2,220               | 2,220               | 4,980               | 4,980              | 7,200              | 4,440               | 9,420               | 7,200               | 12,180             |
|       | 1/3面 | 平日  | 一般  | 3,100              | 2,500               | 2,500               | 5,500               | 5,600              | 8,100              | 5,000               | 10,500              | 8,000               | 13,600             |
|       |      |     | 生徒等 | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,750               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,250               | 4,000               | 6,800              |
|       |      | 休日等 | 一般  | 3,720              | 3,000               | 3,000               | 6,600               | 6,720              | 9,720              | 6,000               | 12,600              | 9,600               | 16,320             |
|       |      |     | 生徒等 | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,300               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,300               | 4,800               | 8,160              |
| 中アリーナ | 全面   | 平日  | 一般  | 3,100              | 2,500               | 2,500               | 5,500               | 5,600              | 8,100              | 5,000               | 10,500              | 8,000               | 13,600             |
|       |      |     | 生徒等 | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,750               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,250               | 4,000               | 6,800              |
|       |      | 休日等 | 一般  | 3,720              | 3,000               | 3,000               | 6,600               | 6,720              | 9,720              | 6,000               | 12,600              | 9,600               | 16,320             |
|       |      |     | 生徒等 | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,300               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,300               | 4,800               | 8,160              |
|       | 1/2面 | 平日  | 一般  | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,800               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,300               | 4,050               | 6,850              |
|       |      |     | 生徒等 | 750                | 600                 | 600                 | 1,400               | 1,350              | 1,950              | 1,200               | 2,600               | 2,000               | 3,350              |
|       |      | 休日等 | 一般  | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,360               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,360               | 4,860               | 8,220              |
|       |      |     | 生徒等 | 900                | 720                 | 720                 | 1,680               | 1,620              | 2,340              | 1,440               | 3,120               | 2,400               | 4,020              |
| 小アリーナ | 全面   | 平日  | 一般  | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,800               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,300               | 4,050               | 6,850              |
|       |      |     | 生徒等 | 750                | 600                 | 600                 | 1,400               | 1,350              | 1,950              | 1,200               | 2,600               | 2,000               | 3,350              |
|       | 休日等  | 平日  | 一般  | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,360               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,360               | 4,860               | 8,220              |
|       |      |     | 生徒等 | 900                | 720                 | 720                 | 1,680               | 1,620              | 2,340              | 1,440               | 3,120               | 2,400               | 4,020              |
| 多目的室  | 全面   | 平日  | 一般  | 3,100              | 2,500               | 2,500               | 5,500               | 5,600              | 8,100              | 5,000               | 10,500              | 8,000               | 13,600             |
|       |      |     | 生徒等 | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,750               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,250               | 4,000               | 6,800              |
|       |      | 休日等 | 一般  | 3,720              | 3,000               | 3,000               | 6,600               | 6,720              | 9,720              | 6,000               | 12,600              | 9,600               | 16,320             |
|       |      |     | 生徒等 | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,300               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,300               | 4,800               | 8,160              |
|       | 1/2面 | 平日  | 一般  | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,800               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,300               | 4,050               | 6,850              |
|       |      |     | 生徒等 | 750                | 600                 | 600                 | 1,400               | 1,350              | 1,950              | 1,200               | 2,600               | 2,000               | 3,350              |

|     |      |     |     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 研修室 |      | 休日等 | 一般  | 1,860 | 1,500 | 1,500 | 3,360 | 3,360 | 4,860 | 3,000 | 6,360 | 4,860 | 8,220 |
|     |      |     | 生徒等 | 900   | 720   | 720   | 1,680 | 1,620 | 2,340 | 1,440 | 3,120 | 2,400 | 4,020 |
|     | 全面   | 平日  |     | 1,000 | 800   | 800   | 2,300 | 1,800 | 2,600 | 1,600 | 3,900 | 3,100 | 4,900 |
|     |      | 休日等 |     | 1,200 | 960   | 960   | 2,760 | 2,160 | 3,120 | 1,920 | 4,680 | 3,720 | 5,880 |
|     | 1/2面 | 平日  |     | 500   | 400   | 400   | 1,150 | 900   | 1,300 | 800   | 1,950 | 1,550 | 2,450 |
|     |      | 休日等 |     | 600   | 480   | 480   | 1,380 | 1,080 | 1,360 | 960   | 2,340 | 1,860 | 2,940 |

## 備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間（5月15日～10月15日、12月1日～3月20日）は、当該使用区分に係る金額の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における基本料金の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

## 1-2 体育館共用（個人）利用料金

|                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 共用使用<br>(※トレーニング室を除く。) | 1人1種1回 一般220円 生徒・障害者・60歳以上 110円 |
|------------------------|---------------------------------|

## 備考

- (1) この表において「生徒」の区分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合に適用する。
- (2) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (3) 障害者が利用する場合の介護者については、原則1名まで無料とする。
- (4) この表及び備考において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者に適用する。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164条）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 1-3 トレーニング室利用料金

(単位：円)

| 利用区分                  | 単位   | 利用料金     |
|-----------------------|------|----------|
| 全日定期利用                | 1人1月 | 月額 4,600 |
| 全日定期利用(満60歳以上の者及び障害者) | 1人1月 | 月額 4,100 |
| 平日定期利用                | 1人1月 | 月額 4,100 |
| 一時利用                  | 1人1回 | 1,020    |
| 一時利用(障害者)             | 1人1回 | 510      |

## 備考

- (1) この表において「全日定期利用」とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) この表において「平日定期利用」とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については、原則1名まで無料とする。
- (5) この表及び備考において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者に適用する。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164条）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 1-4 体育館附属設備利用料金

(単位：円)

| 種類         | 単位 |    | 利用料金 |
|------------|----|----|------|
| バスケットボール器具 | 1式 | 1回 | 500  |
| バレーボール器具   | 1式 | 1回 | 300  |
| バドミントン器具   | 1式 | 1回 | 100  |
| ハンドボール器具   | 1式 | 1回 | 500  |
| 卓球器具       | 1式 | 1回 | 100  |
| ソフトテニス器具   | 1式 | 1回 | 300  |
| 硬式テニス器具    | 1式 | 1回 | 500  |
| マイク        | 1本 | 1回 | 500  |

|                 |     |    |       |
|-----------------|-----|----|-------|
| 音響              | 1式  | 1回 | 500   |
| 放送設備            | 1式  | 1回 | 3,050 |
| 長机              | 1脚  | 1回 | 50    |
| 補助椅子            | 1脚  | 1回 | 20    |
| フロアシート          | 1枚  | 1回 | 50    |
| コインロッカー         | 1か所 |    | 50    |
| ウレタンマット(厚)      | 1枚  | 1回 | 500   |
| アーチェリー器具        | 1式  | 1回 | 1,010 |
| レクリエーション器具      | 1式  | 1回 | 2,030 |
| バスケットボール用オフィシャル | 1式  | 1回 | 500   |
| フットサル器具         | 1式  | 1回 | 500   |
| インディアカ器具        | 1式  | 1回 | 100   |
| ソフトバレーボール器具     | 1式  | 1回 | 100   |
| バレーボール用審判台      | 1台  | 1回 | 200   |
| バレーボール用線審旗      | 1組  | 1回 | 50    |
| バレーボールタイムアウト要求器 | 1台  | 1回 | 500   |
| バスケットショットタイマー   | 1組  | 1回 | 500   |
| ストップウォッチ        | 1個  | 1回 | 100   |
| スポーツタイマー        | 1台  | 1回 | 500   |
| 液晶式特典表示板(3連式)   | 1組  | 1回 | 1,520 |
| ファウル表示器         | 1式  | 1回 | 500   |
| 多目的審判台          | 1台  | 1回 | 100   |
| 得点板             | 1台  | 1回 | 100   |
| 卓球用得点板          | 1台  | 1回 | 50    |
| 卓球フェンス          | 1枚  | 1回 | 30    |
| マット(短)          | 1枚  | 1回 | 0     |
| 移動用畳            | 1枚  | 1回 | 0     |

## 備考

- (1) 長机5脚まで、椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) 長机・椅子の下に敷くフロアシートは、利用料を徴収しない。
- (3) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし午後1(午後1時から午後3時まで)又は午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

## 1-5 体育館附属設備利用料金(セットで利用する場合)

(単位:円)

| 種類       |     | 単位 |    | 利用料金  | 内容                                    |
|----------|-----|----|----|-------|---------------------------------------|
| バスケット器具  | 練習用 | 1式 | 1回 | 500   | ゴール1組、得点板1台                           |
|          | 試合用 | 1式 | 1回 | 1,010 | ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個       |
| バレーボール器具 | 練習用 | 1式 | 1回 | 300   | ポール・ネット1組、得点板1台                       |
|          | 試合用 | 1式 | 1回 | 500   | ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組 |
| バドミントン器具 | 練習用 | 1式 | 1回 | 100   | ポール・ネット1組                             |

|          |     |    |    |     |                               |
|----------|-----|----|----|-----|-------------------------------|
|          | 試合用 | 1式 | 1回 | 200 | ポール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台 |
| 卓球器具     | 練習用 | 1式 | 1回 | 100 | 卓球台、ネット1組、防球ネット4枚             |
|          | 試合用 | 1式 | 1回 | 200 | 卓球台、ネット1組、防球ネット6枚、得点板1台       |
| ソフトテニス器具 |     | 1式 | 1回 | 300 | ポール・ネット1組、審判台1台               |
| 硬式テニス器具  |     | 1式 | 1回 | 500 | ポール・ネット1組、審判台1台               |
| ハンドボール器具 |     | 1式 | 1回 | 500 | ゴール1組、得点板1台                   |

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

## 2 陶器スポーツ広場

### 2-1 陶器テニスコート利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位:円)

| 種別       | 区分    | 8:00～<br>9:00 | 9:00～<br>11:00 | 11:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>18:00 | 17:00～<br>19:00 |
|----------|-------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 陶器テニスコート | 1面 一般 | 610           | 1,220          | 1,220           | 1,220           | 1,220           | 610             | 1,220           |
|          | 生徒等   | 305           | 610            | 610             | 610             | 610             | 305             | 610             |

### 2-2 陶器テニスコート共用（個人）利用料金

(単位:円)

| 共用使用 | 1人2時間 | 利用料金 |
|------|-------|------|
|      |       | 110  |

### 2-3 野球場利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位:円)

| 種別    | 区分    | 8:00～<br>9:00 | 9:00～<br>11:00 | 11:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>18:00 | 17:00～<br>19:00 |
|-------|-------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 陶器野球場 | 1面 一般 | 1,010         | 2,020          | 2,020           | 2,020           | 2,020           | 1,010           | 2,020           |
|       | 生徒等   | 505           | 1,010          | 1,010           | 1,010           | 1,010           | 505             | 1,010           |

備考

(1) 「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(2) 利用料金の17:00～18:00の使用区分は、4月及び9月における利用に限り適用する。

(3) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該利

利用料金の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

### 3 原池公園スケートボードパーク

#### 3-1 スケートボードパーク専用（団体）利用料金

（単位：円）

| 種別             | 区分 | 利用料金   |
|----------------|----|--------|
| 原池公園スケートボードパーク | 全日 | 51,000 |

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあっては、前号の額。次号及び第5号において同じ。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

#### 3-2 スケートボードパーク共用（個人）利用料金

（単位：円）

| 種別             | 区分   | 利用料金 |     |
|----------------|------|------|-----|
| 原池公園スケートボードパーク | 1人1回 | 大人   | 510 |
|                |      | 小人   | 310 |
|                |      | 入場のみ | 200 |

備考

- 1 この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- 2 この表において「小人」とは、5歳以上の小学校就学前の子ども並びに小学生及び中学生をいう。

### 4 原池公園野球場

#### 4-1 野球場専用（団体）利用料金

（単位：円）

| 種別     |    | 区分   | 利用料金           |                 |                 |                 |                 |                 |
|--------|----|------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        |    |      | 9:00<br>～11:00 | 11:00<br>～13:00 | 13:00<br>～15:00 | 15:00<br>～17:00 | 17:00<br>～19:00 | 19:00<br>～21:00 |
| グラウンド  | 1面 | 一般   | 17,200         | 17,200          | 17,200          | 17,200          | 17,200          | 17,200          |
|        |    | 生徒等  | 8,600          | 8,600           | 8,600           | 8,600           | 8,600           | 8,600           |
| 屋内練習場  |    | 1室   | 1,400          | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           |
| 屋内ブルペン |    | 1室   | 1,400          | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           | 1,400           |
|        |    | 1/2室 | 700            | 700             | 700             | 700             | 700             | 700             |
| 会議室    |    | 1室   | 800            | 800             | 800             | 800             | 800             | 800             |
| 更衣室    |    | 1室   | 200            | 200             | 200             | 200             | 200             | 200             |

## 備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の2倍の額を徴収する。ただし、屋内練習場、屋内ブルペン、会議室及び更衣室は、この限りでない。
- (3) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合  
 イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号又は第2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、第4号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

## 4-2 野球場附属設備等利用料金

(単位：円)

| 種類       | 単位  |     | 利用料金  | 補足                         |
|----------|-----|-----|-------|----------------------------|
| 放送設備     | 1式  | 1時間 | 950   |                            |
| スコアボード   | 1式  | 1時間 | 1,300 |                            |
| 照明       | 1式  | 1時間 | 全点灯   | 点灯時～消灯時（30分以上1時間未満は1時間とする） |
|          |     | 1時間 | 6割点灯  |                            |
| ピッチングマシン | 1式  | 1時間 | 250   |                            |
| 貸ロッカー    | 1か所 | 1日  | 500   |                            |

## 備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、基本料金に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) この表において「1日」とは、午前9時から翌日午前9時までとする。

## 5 その他利用料金

(単位：円)

| 種別                                        | 単位                             | 金額    |
|-------------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 露店営業その他これに類する目的とする使用<br>（キッチンカー、屋台等）      | 使用面積1平方メートルにつき1日               | 100   |
| 広告宣伝又は放送の目的とする使用<br>（フェンス等へのバナー掲示、ラジオ収録等） | 使用面積1平方メートルにつき1日<br>（園地部分）     | 400   |
|                                           | 使用面積1平方メートルにつき1日<br>（スポーツ施設部分） | 0     |
| 業として撮影の目的とする使用<br>（テレビロケ、写真撮影、婚礼写真等）      | 1回（2時間以内）につき                   | 7,700 |
| 競技会、集会その他これらに類する目的とする使用<br>（集会、テント等）      | 使用面積1平方メートルにつき1日               | 23    |

|        |    |
|--------|----|
| その他の使用 | 23 |
|--------|----|

~~~~~

堺市公告第618号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和3年度第4四半期の利用料金

1 簡単に作れるパン＆バター教室	1,000円	通年
2 メロンパン教室	1,100円	通年
3 ソーセージ教室	1,400円	通年
4 バター作り教室	500円	通年
5 簡単に作れるパン作り	800円	1～3月度
6 いちご摘み&いちごパフェ教室	1,800円	1～3月度
7 いちご摘み&いちごタルト教室	2,000円	1月度
8 いちごタルト作り	1,300円	1月度
9 いちごパイ作り	1,300円	1月度
10 ぴよぴよメロンパン作り	1,200円	1・2月度
11 いちご摘み&いちご大福教室	1,800円	2月度
12 いちごクッキータルト作り	1,300円	2月度
13 いちご大福作り	1,300円	2月度
14 いちご摘み&いちごパイ教室	1,800円	3月度
15 いちごアイス作り	900円	3月度
16 ハリーさんのカレーパン作り	1,100円	3月度

~~~~~

堺市公告第619号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

令和3年度 第9号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年12月9日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手) |        |       | 利用権を設定する農地 |      |       |                               | 利用権を設定する者(貸手) |                   |        |          | 設定する利用権    |       |          |  |
|-----------------|--------|-------|------------|------|-------|-------------------------------|---------------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|--|
| 住所              | 氏名     | 所在    | 地番         | 現況地目 | 地積(㎡) | 住所                            | 氏名            | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |  |
| 堺市北区八下北4番51号    | 石崎 隆則  | 北区野遠町 | 313        | 田    | 1,061 | 堺市北区野遠町547番地6                 | 織田 美喜夫        | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年2月1日 | 令和7年1月31日  | -     | -        |  |
|                 |        |       |            |      |       |                               |               |                   |        |          |            |       |          |  |
| 堺市北区野遠町586番地    | 永木 富美男 | 北区野遠町 | 489-1      | 田    | 971   | 堺市北区野遠町539番地1                 | 西野 忠利         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年2月1日 | 令和7年1月31日  | -     | -        |  |
|                 |        |       |            |      |       |                               |               |                   |        |          |            |       |          |  |
| 堺市美原区小寺788番地    | 松川 敏弘  | 美原区小寺 | 14-1       | 田    | 1,112 | 堺市東区引野町3丁89番地                 | 宮野 克己         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -        |  |
|                 |        |       |            |      |       |                               | 宮野 満喜子        |                   |        |          |            |       |          |  |
| 堺市西区山田1丁1086番地4 | 山口 勝彦  | 南区大庭寺 | 932        | 田    | 1,080 | 堺市東区日置荘田中町250番地               | 森 武彦          | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年2月1日 | 令和7年1月31日  | -     | -        |  |
|                 |        | 南区大庭寺 | 934-1      | 田    | 975   |                               |               |                   |        |          |            |       |          |  |
| 堺市北区長曽根町589番地   | 今野 正章  | 北区金岡町 | 2705       | 田    | 1,024 | 堺市中区土師町3丁23番36号               | 下 浩規          | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -        |  |
|                 |        |       |            |      |       |                               |               |                   |        |          |            |       |          |  |
| 堺市東区北野田459番地3   | 和田 徳司  | 東区北野田 | 759        | 田    | 204   | 東京都渋谷区代々木4丁目41番7号 参宮橋マンション205 | 山田 曉善         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -        |  |
|                 |        | 東区北野田 | 760        | 田    | 866   |                               |               |                   |        |          |            |       |          |  |
|                 |        | 東区北野田 | 761        | 田    | 171   |                               |               |                   |        |          |            |       |          |  |
| 堺市東区高松486番地     | 谷 好勝   | 東区北野田 | 770        | 田    | 1,123 | 堺市東区草尾18番地10                  | 多田 邦栄         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -        |  |
|                 |        |       |            |      |       | 堺市中区大野芝町193番地9                | 高橋 智美         |                   |        |          |            |       |          |  |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |        | 利用権を設定する農地 |       |      |       | 利用権を設定する者(貸手)                 |       | 設定する利用権           |        |          |            |       |          |
|-----------------|--------|------------|-------|------|-------|-------------------------------|-------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所              | 氏名     | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(㎡) | 住所                            | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区高松486番地     | 谷 好勝   | 東区北野田      | 757   | 田    | 1,719 | 堺市東区日置庄原寺町190番地9ミアカース萩原天神201号 | 森 耕一  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -        |
|                 |        | 東区北野田      | 758   | 田    | 320   |                               |       |                   |        |          |            |       |          |
|                 |        | 東区北野田      | 772   | 田    | 1,176 |                               |       |                   |        |          |            |       |          |
|                 |        | 東区北野田      | 859   | 田    | 1,071 |                               |       |                   |        |          |            |       |          |
| 堺市東区高松486番地     | 谷 好勝   | 東区北野田      | 858   | 田    | 995   | 堺市東区日置庄田中町75番地                | 森 和子  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -        |
| 堺市美原区菅生857番地2   | 寺島 あつ子 | 美原区菅生      | 960-1 | 田    | 909   | 堺市美原区北余部174番地                 | 山田 禮子 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -        |
| 堺市南区庭代台4丁36番3号  | 日高 三仁  | 西区太平寺      | 593   | 田    | 1,186 | 堺市西区太平寺52番地                   | 井上 清輝 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年2月1日 | 令和7年1月31日  | -     | -        |
|                 |        | 西区太平寺      | 629   | 田    | 115   |                               |       |                   |        |          |            |       |          |
|                 |        | 西区太平寺      | 630   | 田    | 766   |                               |       |                   |        |          |            |       |          |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典  | 東区石原町3丁    | 161   | 田    | 1,527 | 堺市東区石原町4丁307番地                | 増田 祥子 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日  | -     | -        |
|                 |        | 東区八下町1丁    | 47    | 田    | 1,309 |                               |       |                   |        |          |            |       |          |
|                 |        | 東区八下町1丁    | 48-1  | 田    | 1,103 |                               |       |                   |        |          |            |       |          |
| 堺市南区榎194番地1     | 土谷 雅弘  | 南区榎        | 165-1 | 田    | 423   | 堺市南区榎337番地                    | 土谷 智子 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日  | -     | -        |
|                 |        | 南区榎        | 166-1 | 田    | 210   |                               |       |                   |        |          |            |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       | 利用権を設定する農地 |             |      |       |                   | 利用権を設定する者(貸手) |                   | 設定する利用権 |          |             |       |          |
|-----------------|-------|------------|-------------|------|-------|-------------------|---------------|-------------------|---------|----------|-------------|-------|----------|
| 住所              | 氏名    | 所在         | 地番          | 現況地目 | 地積(㎡) | 住所                | 氏名            | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容      | 始期       | 終期          | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市南区稲葉2丁1737番地  | 寺山 久  | 南区稲葉2丁     | 1786-1      | 田    | 1,137 | 大阪府高石市取石2丁目15番2号  | 東野 敬太         | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日   | -     | -        |
|                 |       | 南区稲葉3丁     | 1622        | 田    | 350   | 堺市南区稲葉2丁3103番地    | 浦田 國男         | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日   | -     | -        |
|                 |       | 南区稲葉3丁     | 1623        | 田    | 446   |                   |               |                   |         |          |             |       |          |
|                 |       | 南区稲葉3丁     | 1662・1664合併 | 田    | 806   |                   |               |                   |         |          |             |       |          |
| 堺市美原区小寺788番地    | 松川 敏弘 | 美原区小寺      | 344         | 田    | 1,838 | 堺市北区金岡町1850番地     | 新木 美代子        | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日   | -     | -        |
| 堺市南区稲葉2丁1737番地  | 寺山 久  | 南区稲葉3丁     | 1606-1      | 田    | 19    | 大阪府高石市取石1丁目10番24号 | 川端 義邦         | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日  | -     | -        |
|                 |       | 南区稲葉3丁     | 1603        | 田    | 1,950 |                   |               |                   |         |          |             |       |          |
| 堺市東区丈六420番地     | 尾西 正雄 | 東区北野田      | 165         | 田    | 1,173 | 堺市東区丈六442番地2      | 土井 泰典         | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日   | -     | -        |
|                 |       |            |             |      |       |                   | 土井 直美         |                   |         |          |             |       |          |
| 堺市北区中村町229番地18  | 石崎 渉  | 東区八下町2丁    | 109         | 田    | 1,600 | 堺市東区八下町3丁83番地     | 石崎 良彦         | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年1月1日 | 令和13年12月31日 | -     | -        |
| 堺市南区稲葉2丁1737番地  | 寺山 久  | 南区稲葉3丁     | 1638        | 田    | 1,143 | 堺市西区菱木3丁1912番地    | 花谷 利男         | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年1月1日 | 令和6年12月31日  | -     | -        |

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)          |                        |        | 利用権を設定する農地 |          |           |                          | 利用権を設定する者(貸手)          |                           | 設定する利用権    |          |             |           |             |
|--------------------------|------------------------|--------|------------|----------|-----------|--------------------------|------------------------|---------------------------|------------|----------|-------------|-----------|-------------|
| 住所                       | 氏名                     | 所在     | 地番         | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡) | 住所                       | 氏名                     | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容         | 始期       | 終期          | 借賃<br>(円) | 借賃の<br>支払方法 |
| 大阪市中央区南<br>本町2丁目1番8<br>号 | 一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 美原区多治井 | 337-1      | 畑        | 1,259     | 堺市美原区多治<br>井213番地7       | 松本 博江                  |                           | 畑とし<br>て利用 | 令和4年1月1日 | 令和13年12月31日 | -         | -           |
|                          |                        | 美原区多治井 | 341-1      | 畑        | 1,600     |                          |                        |                           |            |          |             |           |             |
| 堺市美原区北余<br>部565番地3       | 岩井 健太                  | 美原区多治井 | 337-1      | 畑        | 1,259     | 大阪市中央区南<br>本町2丁目1番8<br>号 | 一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 使用貸借によ<br>る権利             |            |          |             | -         | -           |
|                          |                        | 美原区多治井 | 341-1      | 畑        | 1,600     |                          |                        |                           |            |          |             |           |             |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 水利費     | 水利費は地権者が負担する | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得し権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

## (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

## (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

## (15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|-----|
| —          | —                        | —                          | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 水利費     | 水利費は地権者が負担する | —   |

~~~~~

堺市公告第620号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和3年12月13日 第E-13号

2 対象区域 堺市東区白鷺町2丁1183番

3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域
堺市中区深井清水町2128番2、2128番4から2128番9まで及び地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市浪速区浪速東三丁目7番1号
株式会社オリエントホーム
代表取締役 福本 勤

~~~~~

堺市公告第622号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区鳳西町二丁7番1、7番2、7番3の一部、297番1の一部、297番2、298番2の一部及び302番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目15番26号  
八光自動車工業株式会社  
代表取締役 池田 晋八

~~~~~

堺市公告第623号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

堺市内の公園施設で使用する高圧電力の供給

(1) 契約電力（常時電力）

施設名	契約電力
金岡公園	500kw
堺公園墓地	146kw
大仙公園	17kw
大仙公園（第4電気室）	44kw
大仙公園（都市緑化植物園）	9 kw
大浜公園	83kw

(2) 予定使用電力量 1,801,719kwh

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

建設局公園緑地部公園監理課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和3年10月28日

4 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社

代表執行役 森本 孝

大阪府大阪市北区中之島3丁目6-16

5 落札金額

¥2,427,153-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年9月1日

上下水道局管理規程

堺市上下水道局会計規程及び堺市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年12月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第23号

堺市上下水道局会計規程及び堺市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

(堺市上下水道局会計規程の一部改正)

第1条 堺市上下水道局会計規程(平成19年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第40条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の納付による」を「第231条の2の5第1項の規定により、指定納付受託者が納付する場合における」に改める。

(堺市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第2条 堺市水道事業給水条例施行規程(昭和42年水道事業所管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第20条第3号中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の堺市上下水道局会計規程第40条の2及び第2条の規定による改正前の堺市水道事業給水条例施行規程第20条第3号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第155号

堺市上下水道局市有地貸付に係る一般競争入札を実施するので、堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条により準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第8条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 契約事務担当課

〒591-8505

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

上下水道局サービス推進部事業サポート課（上下水道局本庁舎4階）

電話 072-250-9131

FAX 072-250-9146

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地貸付

(2) 貸付物件

物件の所在地 (地番)	貸付面積	指定用途	最低貸付料 (月額)	入札保証金
堺市西区草部721番7	188.08㎡ (うち、電 柱敷地を除 く。)	平面駐車場	35,000円	21,000円

※この貸付は、消費税及び地方消費税の課税の対象にならない。

(3) 指定用途

平面駐車場に限定する。また、本物件を対象として、車庫証明を発行してはならない。

(4) 用途制限

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供することはできない。

イ 自ら又は他人をして風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供することはできない。

ウ 使用上の制限

(ア) 貸付物件の地下には、公共下水道（污水管及びマンホール）が埋設されており、緊急時には、復旧工事のために自動車を移動させなければならない。したがって、不特定者が利用するコインパーキング等は不可とする。

(イ) 建物及び工作物の建築はできない。ただし、駐車場に関連する必要最小限の付帯設備については、本市と協議し、承認を受けた場合に限り、設置することができる。

3 入札参加資格

入札参加者は、個人及び法人とする。ただし、入札参加申込締切日から、開札後、入札参加資格審査を行うまでの間、次に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税の滞納がある者
- (3) 本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税がある。

- (4) 本市水道料金又は下水道使用料の滞納がある者
- (5) 自己、自己の使用人又は自社の役員若しくは使用人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者
- (6) 本市入札事務に関して資格停止となっている者

4 入札関係書類の配布

本入札に参加する者は、次のとおり入札関係書類を受け取ること。

- (1) 配布期間

令和3年12月24日（金）から令和4年1月28日（金）まで

- (2) 配布場所及び配布時間

ア 前記1の契約事務担当課

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

イ 堺市役所市政情報センター（堺市役所高層館3階）

午前9時から午後5時30分まで

ウ 各区役所（堺区を除く。）市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(3) その他の配布方法

堺市上下水道局ホームページからダウンロード

アドレス <https://water.city.sakai.lg.jp/>

5 入札参加の申込み

本入札に参加を希望する者は、次のとおり「入札参加申込書」等の必要書類を提出すること。なお、「入札参加申込書」等の様式については前記4のとおり配布する。

(1) 入札参加申込みににおける提出書類

ア 入札参加申込書

イ 堺市税納付状況確認同意書

ウ 堺市上下水道料金納付状況確認同意書

エ 請求書兼口座振替依頼書（入札保証金還付用）

オ 誓約書（個人用）

カ 誓約書（法人用）

キ 住民票の写し又は現在（履歴）事項全部証明書（書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限る。）

（ア）個人の場合：住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）

（イ）法人の場合：履歴（現在）事項全部証明書

ク 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限る。）

ケ 税務署発行の納税証明書（書類提出時点で発行後1か月以内の原本に限る。）

（ア）個人の場合：税務署発行の納税証明書【その3の2】

（イ）法人の場合：税務署発行の納税証明書【その3の3】

コ 土地利用計画書

(2) 受付期間

令和4年1月24日（月）から令和4年1月28日（金）まで

(3) 提出場所

前記1の契約事務担当課

(4) 提出方法

上記受付期間内の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分までに簡易書留による郵送又は直接持参すること。

※郵送での提出の場合、令和4年1月28日（金）午後5時必着

6 入札手続等

(1) 受付方法

簡易書留による郵送又は直接持参による。

(2) 受付期間及び受付時間

令和4年1月31日（月）から令和4年2月2日（水）まで

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

※郵送の場合、令和4年2月2日（水）午後5時必着

(3) 受付場所

前記1の契約事務担当課

(4) 入札保証金

ア 入札に参加するためには、本市が定めた額（前記2(2)に記載した額）の入札保証金を納付すること。

イ 入札参加者は、入札保証金を入札書持参前に、本市が入札参加申込受付時に発行する入札保証金納入通知書により、金融機関において納付すること。

ウ 払い込まれた入札保証金は、落札しなかった者及び入札を辞退した者には落札決定の約1か月後に、請求書兼口座振替依頼書に記載された金融機関の口座に振り込む方法で還付する。

エ 入札保証金には、利息を付さない。

オ 落札者については、入札保証金を契約保証金の一部に充当する。

カ 落札者が正当な理由なく期限までに賃貸借契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

(5) 入札の無効

次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札書が所定の日時を過ぎて提出されたとき。

イ 入札書が本市の定める方法以外の方法で提出されたとき。

ウ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

エ 入札書に記名押印がないとき。

オ 入札金額を訂正したとき。

カ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

キ 入札書封筒の物件表記と入札書の物件が異なっていたとき。

ク 入札金額が最低貸付料（前記2(2)に記載した額）に達しないとき。

ケ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

コ 入札の資格がない者が入札したとき。

サ 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

シ その他入札に関する条件に違反したとき。

7 開札

(1) 日時

令和4年2月3日（木）午前10時00分

(2) 場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

上下水道局本庁舎4階 入札室

8 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、本市が定める最低貸付料（月額）以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者と決定する。なお、落札候補者が開札に参加していないときは、開札当日に電話で連絡する。
- (2) 落札候補者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、開札場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引く。
- (3) 落札候補者の決定後、落札候補者の市税、水道料金及び下水道使用料の納付状況の確認並びに堺市暴力団排除条例に基づく大阪府警察本部への照会により、入札参加資格の最終審査を行う。その結果、入札参加資格を満たすと認められた場合は、落札者に決定し、落札決定通知書を交付する。
- (4) 入札参加資格の最終審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認められた場合は、次順位者（2番目に高い価格で入札した者）の審査を行い、落札者が決定するまで同様の審査を繰り返す。
- (5) 入札参加資格の最終審査の結果、落札者が決定したら、堺市上下水道局ホームページ（<https://water.city.sakai.lg.jp/>）において、落札者名（個人の場合は氏名を公表せず、「個人」とする。）と落札金額を公表する。

9 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、月額貸付料の3か月分相当額で本市の指定した金額とする。なお、入札保証金は契約保証金の一部に充当する。
- (2) 契約保証金は、本市が発行する納入通知書により、入札保証金充当後の差額を納付すること。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 貸付期間が満了したとき、本市が契約を解除したとき（物件を公用又は公共用に供する必要性が生じた場合に限る。）又は契約を解約したときは、落札者（以下、本項及

び第12項において「賃借人」という。)が原状回復義務等本契約に定める全ての義務を履行し、本市に損害がないときには、賃借人の請求により契約保証金を賃借人に返還する。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他賃借人が本市に対して負担する債務が残存する場合には、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還する。

(5) 契約保証金を上記(4)に記載の債務の額に充当した場合において、なお本市に損害があるときは、本市は当該損害の額についてさらに損害賠償を請求することができる。

(6) 賃借人の責めに帰すべき理由により本市が契約を解除したときは、契約保証金は本市に帰属し、返還しない。

10 貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、貸付期間満了の6か月前までに本市と協議の結果、本市が貸付の再契約を行って支障がないと認めた場合は、2年を超えない範囲内で1回に限り再契約を本市と締結することができる。

11 契約の締結及び貸付料の支払い

(1) 落札者は、令和4年3月11日(金)までに賃貸借契約の締結と同時に契約保証金を納付すること。

(2) 落札者が上記(1)の期限までに賃貸借契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属し、返還しない。

(3) 賃貸借契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となる。

(4) 初年度の貸付料については、貸付開始日の前日(金融機関営業日)までに、1年分(落札貸付料×12か月)を支払うものとする。

また、翌年度以降については、3月末日(金融機関営業日)までに翌年度に係る貸付料(落札貸付料×12か月)を支払うものとする。

12 契約条件

賃借人に対しては、賃貸借契約において用途指定及び貸付料の支払い以外に次の条件を付す。

(1) 権利設定及び譲渡の禁止等

ア 賃借人は、貸付物件を転貸することはできない。ただし、駐車場として区画ごとに貸すことは、転貸と判断しない。

イ 賃借権を譲渡することはできない。

ウ 賃借権を担保に供することはできない。

エ 賃貸借の登記はできない。

(2) 引渡し

初年度貸付料の前納を確認した後、貸付期間の初日に現状有姿で物件を引き渡す。

(3) 延滞金

貸付料を納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市上下水道局公有財産規程（平成25年上下水道局管理規程第13号）第23条第6項に定める延滞金の特例として附則に定める割合により計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）を、延滞金として本市に納入しなければならない。

(4) 物件保全義務等

ア 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全（除草、清掃等）に努めなければならない。また、近隣住民等から苦情、要望があった場合の対応や貸付物件内の不法投棄等は、自己の責任と負担において速やかに解決をすること。

イ 貸付物件を使用するために貸付物件の現状を変更する場合（整地工事を含む。）は、事前に本市に工事図面等を提出し、協議のうえ、本市の承認を受けなければならない。

ウ 貸付物件の施設の構造上の欠陥や、管理の不備による事故、駐車場貸付業務の履行に当たって発生した事故等により、駐車場利用者等第三者が損害を被った場合は、賃借人は、自らの責任で処理すること。この場合、本市は一切その責任を負わない。

(5) 費用の支出及び請求権の放棄

貸付期間中に貸付物件に支出した一切の費用は、理由のいかんを問わず、全て賃借人の負担とする。また、賃借人は、貸付物件を返還するときに、これを本市に対し請求することができない。

(6) 違約金

用途の指定及び制限並びに使用上の制限に違反した場合は、貸付料の3か月分相当額を違約金として、本市に支払わなければならない。

(7) 原状回復の義務

ア 貸付期間が満了したとき、契約を解除したとき、又は契約を解約したときは、自己の負担において、貸付物件を原状（本市が引き渡したときと同じ物件の状態）に回復し、本市の立会による検査を受けて、返還しなければならない。

ただし、本市が原状に回復する必要があると認めたときは、現状のまま返還することができる。

イ 賃借人が物件を原状に回復して返還せず、本市が、賃借人に代わって原状に回復したときは、賃借人は、その費用を負担しなければならない。

(8) 公共下水道（污水管及びマンホール）及び電柱等の保守

ア 貸付物件には、土地明細図のとおり本市が管理する公共下水道（污水管及びマンホール）が埋設されている。

公共下水道（污水管及びマンホール）の管理、保守又はこれに伴う工事を実施するときは、賃借人は本市職員又はその指定する者等の立入り又は物件の使用を容認しなければならない。また、本市の指示があった場合は、直ちに自動車を移動させること。

なお、マンホールの上には施設管理の障害となるような物を置かないこと。

イ 貸付物件には、関西電力株式会社の電柱等がある。また、電柱には、西日本電信電話株式会社の電話線が共架されている。

電柱等の管理、保守又はこれに伴う工事を実施するときは、賃借人は、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社の社員や各々の指定する者等の立入りや物件の使用を容認しなければならない。

(9) 貸付料の還付

本市の責任等により賃借人が一時的に使用できない期間及び貸付部分がある場合は、当該期間及び貸付面積に相当する貸付料については本市と協議の上、還付又は未到来期間の貸付料に充当することができる。

(10) 契約の解除

本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他何らの手続を用いないで本契約を解除することができる。

ア 賃借人が貸付料の支払い期日を過ぎて3か月以上滞納したとき。

イ 賃借人が賃借権の譲渡、転貸の禁止等賃貸借契約に定める義務に違反したとき。

ウ 賃借人が使用上の義務違反、又は不法行為があったとき。

エ 国、本市その他公共団体において貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

オ 賃借人が貸付期間の初日から3か月を経過してもなお指定用途に供せず、又はその用途に供した後、その用途を廃止したとき。

カ 賃借人が銀行取引の停止又は破産、民事再生若しくは会社更生等の申立てをしたとき、若しくは受けたとき。

キ 賃借人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(11) 中途解約

賃借人は、貸付契約期間内であっても、本市に申出を行い、契約を解約することができる。この場合、解約希望日の1か月前までに本市に文書を提出すること。

~~~~~

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|             |               |
|-------------|---------------|
| 指 定 番 号     | 第1076号        |
| 廃 止 年 月 日   | 令和3年12月8日     |
| 事 業 者 の 名 称 | ハウス住建株式会社     |
| 事 業 者 の 住 所 | 堺市堺区協和町1丁50番地 |
| 代表者の職氏名     | 代表取締役 阪本 彦次郎  |
| 事業所の名称      | ハウス住建株式会社     |
| 事業所の所在地     | 堺市堺区協和町1丁50番地 |

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第13号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年12月24日

堺市農業委員会  
会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和4年1月6日（木）午後2時

[場所]

市役所高層館12階 農業委員会

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他